

事例別の対応状況

1 問合せの状況【2件】

その他（2件） * 分類できない内容	・ 県の機関を紹介 他1件
-----------------------	----------------------

2 相談への対応【8件】

職場でのトラブル（3件）	・ 労働局を紹介
	・ 労働局と法律扶助協会を紹介
	・ この機関では扱えない旨説明 （期限付き職員の雇用期間の更新）
研修会での問題発言	・ 推進委員からアドバイス
夫婦間の問題	・ この機関の趣旨を説明し、相談者が申出用紙を持ち帰る。（女性総合センターにも引き継ぎ）
離婚問題	・ この機関では扱えない旨説明 （家庭裁判所で調停中）
その他（2件）	・ この機関では扱えない旨説明（2件） （財産権の侵害、個人情報の漏洩）

3 申出への対応【5件】

（1）県の施策に対する苦情

推進委員制度に関する苦情

申出の趣旨	愛媛県男女共同参画推進委員の制度について 男女共同参画推進条例施行規則の「調査の要件に該当するかどうかの判断を推進委員に委ねる」という条項は基準が不明確なため、当該条項は削除すべき パンフレット等に推進委員の氏名が掲載されていないなど、推進委員の氏名の公表方法が不適切 推進委員制度の県民への周知が不十分
調査の状況	申出に関する県の対応の状況や考え方について、参画推進課からよる聞き取り調査を実施した。
検討結果等	推進委員制度や県の対応には不備のないことを確認したので、その旨を申出人に通知した。

ミスコンテストに関する県の主催・共催の中止

<p>申出の趣旨</p>	<p>ミス愛媛みかんコンテストは愛媛県も共催（注：正しくは後援）しており、審査にも関わっている。ミスコンテスト（それに準ずるものを含む）は、主に容姿によって女性を選別する女性差別にあたるので、愛媛県は今後一切のミスコンテストの主催・共催をやめるよう要望する。</p>
<p>調査の状況</p>	<p>申出に係る担当課から事情聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を最終審査の審査員として派遣し、後援している ・ミスを活用して行う販売促進事業に補助金を支出している <p>類似の事例で、全国的にも名称の改正や、年齢制限・未婚者限定・性別限定等の募集要件の見直しが行われている。</p> <p>県庁内を調査した結果、他にもミスコンテスト等により選出された女性をキャンペーンなどに活用している事例があった。</p>
<p>助言の概要</p>	<p>（担当課に対して）</p> <p>コンテストへの関与（後援と審査員の派遣）は直ちに止めるべき。また、ミスを活用して行われる販売促進事業への補助金の支出についても、早期に支出を止めるべき。</p> <p>（参画推進課に対して）</p> <p>「ミス」等を活用した事業の実施方法等を見直すよう県庁内の意識改革をすすめるべき。</p>
<p>助言への対応</p>	<p>担当課：助言どおりに対応する旨回答があった。</p> <p>参画推進課：県の対応方針を下記のとおり定め、各部局に通知し、併せて市町村にも周知した。</p> <p>（県の対応方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考会等には、後援等や、審査員としての職員派遣、費用の助成のいずれも行わない。 ・ミス等を式典の介添え等補助的な役割のみで活用しない

小中高校の標準服・制服におけるジェンダー（注）の押し付けの改善

<p>申出の趣旨</p>	<p>小中高校の標準服、制服におけるジェンダーの押し付け(女子はスカート、男子はズボンと定めて選択の余地がないなど)の改善するよう県教育委員会から指導して欲しい。</p>
<p>調査の状況</p>	<p>申出に係る担当課から事情聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立小中学校の管理運営には県が関与できない ・県立高校の制服は生徒・保護者の総意で決定されている ・文部科学省から「校則は各学校で定めるべき旨」の方針が示されている <p>標準服に関する市町村立小中学校の調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準服着用の現状は、小学校では、全員着用が4割強、原則着用が2割弱、自由服が4割程度、中学校ではごく少数の学校を除き全員着用 ・標準服着用の理由は、保護者の希望が最も多い ・標準服の改定等に当たっては、学校、児童・生徒、保護者で構成する委員会等において検討が行われている
<p>検討結果等</p>	<p>調査結果を踏まえ、条例に基づく助言等を行わないこととしたが、標準服や制服の制度には、ジェンダーの形成につながる恐れがあり、服装の自由など人権にかかわる問題もあるので、研修の実施など関係者の認識を深めていただくよう、県教育委員会に対して推進委員名で要望を行った。</p>

（注）ジェンダー

生物学的な性別（セックス）ではなく、社会的・文化的につくりあげられた性別。例えば「男らしさ＝攻撃的、合理的、勇敢」「女らしさ＝受け身、情緒的、思いやり」といったイメージのように、必ずしも生まれながらに備わっているものでなく、日々の生活の中で刷り込まれていく性別を言います。

県女性総合センターに設置している女性像の撤去

申出の趣旨	県女性総合センター正面ロビーに半裸の女性像が設置されているが、女性の裸像を鑑賞物として扱うことは女性を性的象徴として扱うものであるので、この像の撤去を求める。
調査の状況	申出の場所に、水着様の衣服を着用した女性のブロンズ製の全身立像「まひる」が設置されている。 当該像は、同センターの開館時に寄贈を受け、女性の芸術文化の向上に役立てるために設置されたものである。
検討結果等	裸婦像などの芸術作品に関する男女共同参画の観点からの適否については、芸術は見る人の主観によって様々に解釈されるので、明確な判断基準を設けること自体が困難であることから、個々の事例ごとに適否を判断する必要がある。 この像を女性総合センターに設置することについては問題なく、撤去の必要はないと判断し、その旨を申出者に通知した。

* 本案件は、本書の発行までには処理が終了したが、14年度中に終了しなかったため一覧表においては処理中としている。

(2) 人権侵害の申出

地方祭への女子の参加

申出の趣旨	申出者の所属する町内会では、地方祭(子どもみこし)に女子が参加出来ないので、改善を求める。
調査の状況	抽出による町内会に対するアンケート調査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・宵祭り(ちょうちん行列)については、ほとんど全ての地区が男女一緒に、参加条件にも差はなかった ・子ども神輿の町内運行は、大多数の地区が男女一緒に、参加条件にも差はなかった ・男子だけの地域での男子に限定する理由も「町内の慣習」のみで、女子を参加させないことについて合理的な理由は見受けられなかった
助言の概要	推進委員や事務局から、条例や推進委員制度の趣旨、関連調査の結果を説明したりすることにより、相手方に一定の理解が得られ、町内会総会において問題解決に向けた協議が行われるなど改善が見られたので、これらの交渉過程をもって口頭助言とした。

* 本案件は、最終結果が出ていないため一覧表においては処理中としている。